

第1章

物品貿易の諸論点

我が国がこれまで締結してきた経済連携協定は、その包括性に特色があり、物品貿易に関する規定だけでも、関税撤廃の約束の他に、産品の国籍を決定する原産地規則、アンチ・ダンピング

ングについての規律、基準認証、FTAによる自由化の安全弁としての二国間セーフガード等に関する規定が設けられている。

<関税>

FTA/EPAにおいては、通常、物品貿易の自由化約束として、相手国産品に対する関税の、協定発効時の即時撤廃や、実行税率からの一定年数による均等削減等が規定される。工業製品の生産が往々にして国境をまたぐサプライチェーンによって行われている今日、我が国が締結したFTA/EPAにおける関税引下げ約束が遵守されることに加え、他国のFTA/EPAにおける関税引下げも遵守されるよう注視していくことが必要である。

なお、FTA/EPAにおける関税撤廃に関しては、域内の関税を実質上のすべての貿易について妥当な期間内に廃止しなくてはならない等の、GATT第24条の規律が課されている。これらについては、第II部第15章で詳述している。

1. 関税撤廃の方式

関税撤廃の方式としては、①協定発効時の関税即時撤廃、②段階的に均等に関税を引き下げ撤廃する方式、③初年度に大幅に関税を引き下

げ、その後段階的に関税を引き下げ撤廃する方式（例：豪タイ協定のタイ側自動車等）や、現行の関税率を協定発効時から数年間または関税撤廃期限まで据え置いた上で関税撤廃する等の猶予期間を設ける方式等、関税の引き下げ方が均等でない方式がある。

また、関税撤廃方式の適用については、現行関税率によって関税撤廃方法及び期間を機械的に定める場合があり、例えば、豪NZは現行関税率5%を超えるものは5年、5%以下のものは即時撤廃、中国アセアン協定は現行関税率に依じて5分類の関税撤廃方式が存在するという例がある。一方で、多くの地域貿易協定においては、現行関税率と関税撤廃方法及び期間を直接機械的には関連づけず、品目毎のセンシティブティに応じた関税撤廃方式及び期間を定めている。具体的には、NAFTAにおいて原則として即時撤廃、4年、9年、14年という関税撤廃期間のカテゴリーを定め、個々の品目毎に該当させるカテゴリーを決めるとともに、さらに原

則の例外となる品目については個別に関税撤廃の方式を定めている。

また、開発途上国間の地域貿易協定特有の方式として部分的に関税撤廃を先行させるアーリーハーベスト（early harvest）方式がある。中国アセアン協定においては、特定の農産物について2004年1月から先行的関税引き下げ措置であるアーリーハーベストを既に実施しており、鉱工業品についての関税撤廃・引き下げスケジュールは2004年11月に締結され、2005年7月より実施されている。

2. 関税撤廃の例外品目

関税撤廃の例外としては、①協定上何ら関税撤廃の約束のない品目又は協定上関税を撤廃しないと約束している品目（新規関税の導入及び関税引き上げ禁止（以下、「スタンドスティル」）の規定なし。なお、スタンドスティルは関税の引き上げ及び新規導入の禁止を規定する場合が多いが、米ヨルダン協定の場合には関税の引き上げの禁止については明示的に規定されておらず、新規導入の禁止のみが規定されている。）のほか、②関税撤廃を行わない（スタンドスティルあり）又は関税維持の約束をしている品目、（以上①②が除外品目）③協定発効時においては関税撤廃の対象外であるが、明示的に将来の再協議の対象としての約束をしている品目（再協議品目）、④関税撤廃は行わず、関税引き下げ、関税割当（無税枠、関税引き下げ枠）のみを行う品目、に大別される。なお、これらの措置は品目によっては組み合わせ用いられることもある。

3. 関税撤廃期間

(1) 先進国間、先進国・開発途上国間の地域貿易協定

関税の撤廃期間については、シンガポール

NZ協定のように全品目について協定発効時に関税を即時撤廃するような例もあるが、多くの場合は、最短で即時撤廃、最長でGATT第24条で許容される10年間での関税撤廃とし、さらに3年、5年、7年等の中間的な関税撤廃期間を設けることが多い。

(2) 開発途上国間の地域貿易協定

開発途上国間の地域貿易協定の場合、メルコスールは関税撤廃期間を原則3年（センシティブ品目については4年）、中国アセアン協定は、中国及びアセアン原加盟国については、原則4年（関税率10%未満）又は5年（関税率10%以上）であり、センシティブ品目については7年とし、CLMV（カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム）については原則10年、センシティブ品目については13年となっている。なお、CLMVの10年超の関税撤廃品目は各国品目数の約4.8%まで認められている。AFTAについては、アセアン原加盟国とCLMVでは具体的な年数は異なるものの、概ね10年程度で関税率0～5%を実現し、さらに10年程度をかけた関税撤廃を基本とするAFTAを実現することとしている。

4. その他の関連規定

(1) 輸出加工区

よくある誤解として、FTA/EPAで規定することも多い輸出加工区における免税制度が、「輸出補助金に該当するので、WTO補助金協定違反ではないか」、との見解がある。しかし、こうした制度は補助金協定1.1(a)(1)(ii)の脚注1及び同協定附属書Iの例示(i)の反対解釈並びに附属書IIIのIによりWTO適合的と判断されることとなる。

(2) 輸出税

輸出税に関しては、GATT 第 11 条第 1 項が関税その他の課徴金を明示的に除外していることから、WTO 協定による規律は基本的に及んでいないと考えられるが、輸出税が貿易歪曲効果を有することから、日本の EPA では、WTO プラスの高い規律を目指している。

具体的には、日シンガポール EPA (第 16 条)、日メキシコ EPA (第 6 条) では、輸出税を撤廃する旨を規定している。また、日フィリピン EPA (第 20 条) では、両国が輸出税を撤廃するために最善の努力をする旨を規定している。

<原産地規則>

1. ルールの概要

(1) ルールの背景

原産地規則は、国際的に取り引きされる物品の「国籍」を認定するために用いられる国内法令または FTA 協定上のルールであり、特惠分野に適用されるものと非特惠分野に適用されるものとに大別される。うち非特惠分野に適用されるものは WTO 原産地規則協定において規律が定められ、現在、調和作業が進められている。(詳しくは、第 II 部第 9 章原産地規則参照。)

特惠分野に適用されるものの一つである FTA 原産地規則は、FTA 締約国の原産品であることの認定を行い、また FTA 締約国で生産された産品のみならず、実質的に第三国で生産されている産品が、一方の締約国を経由して他方の締約国に輸入される場合にまで、FTA 上の特惠税率が適用されることを防ぐ(「迂回輸入」の防止)ことを主な目的として制定されている。

(2) 法的規律の概要

FTA における原産地規則は、一般的に、①原産地規則、②原産地証明手続の 2 つから構成される。

①. 原産地規則

原産地規則は、大別すると(a)産品の原産地を

認定する「原産地認定基準」と、(b)当該認定を行う上での補助・救済を行う「救済規定」、(c)第三国からの迂回輸入の防止規定から構成される。

(a) 原産地認定基準

原産地認定基準として採用されるものとしては、次のようなものがある。

(i) 完全生産品基準

締約国領域内で「完全に生産される(例えば、ある国の中で牛を誕生させ飼育する、ある国の中の鉱山において鉄鉱石を採掘する等)」ことを要件とする。主に農産品や鉱物などに適用されている。

(ii) 実質的変更基準

産品の生産において第三国からの輸入原材料(非原産材料)が用いられる場合に、当該産品に原産資格を付与するのに十分な「実質的な生産・加工作業」の内容を定めたものである。実質的変更基準は、次の 3 基準を用いて記述するのが一般的である。

(i) 関税分類変更基準 (CTC rule: Change in Tariff Classification rule)

非原産材料の関税分類番号と、それから生産される産品の関税分類番号とが異なるような生産・加工作業が締約国内で行われた場合に、実質的変更がなされたと見なされ、原産資格を付与するルールである。求められる変更の度合い

は関税分類番号の桁数で指定され、関税分類番号の上2桁(類)の変更をCC(Change in Chapters)、上4桁(項)の変更をCTH(Change in Tariff Headings)、上6桁(号)の変更をCTSH(Change in Tariff Sub-Headings)と称する。変更前の材料が、当該製品の生産工程のより上流に遡るほど、締約国内でより広範な生産・加工作業の実施を要求することとなり、原産資格取得の困難度の高いルールとなる。一般的には、CTSHが最も原産資格取得の容易なルールである。

(ロ) 付加価値基準(RVC rule: Regional Value Content rule)

締約国内において実施された調達・生産・加工等の作業に伴って形成された付加価値を価額換算し、当該付加価値が一定の基準値(敷居値)を超えた場合に、実質的変更がなされたと思われ、当該製品に原産資格を付与するルールである。敷居値が高いほど原産資格取得の困難度の高いルールとなる。CTCに比べて域内での調達や産業集積を管理しやすいと言われるが、他方で、原産性の立証に際して、会計に関する詳細なデータの収集・整理が必要となるなど、産業界の作業負担が大きく、また材料の納入先に対してコスト情報の開示を義務付けられる等の問題も指摘される。

(ハ) 加工工程基準(SP rule: Specific Process rule)

締約国内で特定の生産・加工工程が実施された場合に実質的変更がなされたと思われ、当該製品に原産資格を付与するルールである。関税分類番号の変更では表現できない工程を具体的にルールとして記述するのが特徴である。繊維製品や一部の農水産品、半導体、コピー機等の機械類に採用されていることがある。

なお、通常のFTA/EPAにおいては、これら

3基準による認定方法の詳細についても、併せて規定される。また、個々の品目毎の具体的なルールは、別途「品目別規則」としてこれらの基準を用いつつ記述するのが一般的である。

(b) 救済規定

原産資格の取得を容易にするため、各種救済規定が設けられている。救済規定の主なものは、下記のとおりである。

(i) 累積

FTA相手国の原産部分品である部品・材料を輸入して他の製品の生産に使用する場合、これらを自国の原産品たる部品・材料と見なすもの。自国貿易を増やし、ひいては域内貿易を促進する効果や、締約国間の分業を促進する効果がある。

(ii) ロールアップ

製品の付加価値を計算する際、一次材料が原産資格を有している場合、当該一次材料中の非原産部分についても原産材料に切り上げて累積を可能とする規定である。

(iii) トレーシング

製品の付加価値を計算する際、一次材料が非原産材料の場合、当該一次材料中の原産部分を累積可能とする規定である。

(iv) デミニマス

製品の原産地規則が関税分類変更基準による場合であって、非原産材料を用いて製品を生産したものの所要の原産地規則を満たすほどの関税分類の変更が生じず、原産資格を取得できない場合、当該非原産材料の製品に占める割合が製品の価額又は製品の重量の一定割合以下であれば原産資格を付与する。つまり僅少の非原産材料は原産地の認定にあたって無視してもよいとの規定である。

(c) 第三国からの迂回輸入の防止規定

(i) 原産資格を付与しない軽微な加工に関する規定

仮に、ある産品が形式的には所要の品目別規則を満たした場合であっても、実は締約国内で実質的な生産・加工作業が行われていない場合、これを原産品とは認めない趣旨を記述したセーフティネット規定である。

(ii) 積送基準

物流・運搬の事情等により、仮に FTA 締約国以外の第三国へ寄港しても、積み替え、産品の保存等の一定の軽微な加工では原産性を失わないことを定めるものである。

②. 原産地証明手続

原産地証明書の証明・発給手続は、主に、政府証明（商工会議所等の第三者機関が発給・証明する第三者証明も含む）、自己証明、認証輸出者制度の3つの形態に分類できる。

(a) **政府証明型（第三者証明型）**：日本の FTA で採用している。輸出者の申請に基づき、政府又は第三者機関が証明書を発給する。

〈特徴〉

- ・公的な第三者機関が証明するため、より客観的に原産地証明の真正性確保が可能。
- ・原産地証明発給コストは、輸出者、第三者機関双方が負担する。
- ・発給に要する期間も相応に要する。

輸出者側：原産性証明コスト、申請手続コスト

第三者機関側：証明制度管理コスト、発給手続コスト

(b) **自己証明型**：NAFTA が採用している。輸出者が自らの責任で証明書を作成する。

〈特徴〉

- ・輸出者のコンプライアンス能力が問われる。
- ・原産地証明発給コストは、輸出者のみが負担する。輸出者は申請手続コストが不要であり、また輸出者側の能力、効率化努力等

により、各コストの削減が可能であるため、単にコストの面からのみ見れば、大企業には魅力的。他方、中小企業には一般的にハードルが高い。

輸出者側：証明制度管理コスト、発給手続コスト、原産性証明コスト

(c) **認証輸出者型**：EU が採用している。政府又は第三者機関が、輸出者を包括的に認証し、認証を受けた輸出者は、自己証明又はより簡易な申請で原産地証明を受給できるもの。

〈特徴〉

- ・コンプライアンス能力の高い輸出者にのみ手続を簡素化させることにより、一定の真正性を担保しつつ、輸出者の手続コストを減少させることが可能。
- ・一回の輸出毎にかかるコストは小さい。

輸出者側：原産性証明コスト、申請手続コスト（認証者は軽減又は削減）、発給手続コスト（認証者に自己証明権限が付与された場合）

第三者機関側：認証コスト、証明制度管理コスト、発給手続コスト（認証者に自己証明権限が付与された場合は軽減）

(3) 我が国及び世界の FTA/EPA 原産地規則

①. 我が国の FTA/EPA 原産地規則

我が国がこれまで締結してきた4つの EPA の原産地規則は、次のように、それぞれの基本要素はほぼ同じであるが、相手国に応じて多少の違いが存在する。

(i) 日シンガポール EPA

2002年1月に署名、同年11月に発効した、我が国初の EPA である日シンガポール EPA については、一般特惠制度（GSP）の原産地規則の影響を受け、必要最小限の規定にとどまっていたが、その後の日マレーシア等では輸入国当局が輸出国へ情報照会・検証訪問が行える検認

規定が加わる等、より幅広い内容が盛り込まれ、また使いやすい原産地規則となったことを受け、シンガポール側からの打診もあったことから、2006年4月より日シンガポールEPA見直し交渉開始し、ユーザーにとって使い勝手のよい日マレーシアEPA等と同様の規則へ改正した。(当該改訂済の協定は2007年内に発効予定。なお、品目別原産地規則は、日マレーシアEPAと同様、関税分類変更基準か付加価値基準かの選択性を基本原則としている。なお、原産地証明書の発給は、第三者証明により商工会議所が行っている。)

(ii) 日メキシコEPA

2004年9月署名。2005年3月発効。内容的にはNAFTAの流れをくみ、他の日本のFTAと比べると、相対的に詳細な規定が多い。品目別原産地規則は、関税分類変更基準が中心である。原産地証明書の発給は、第三者証明により商工会議所が行っている。

(iii) 日マレーシアEPA

2005年12月署名。2006年7月発効。日シンガポールEPA、日メキシコEPAの経験を踏まえて設計された、我が国にとっての最新型の原産地規則である。日マレーシアEPAは、原産地規則・証明手続ともに、概ね基本的な要素が(上記②)①②で記載されている項目ほとんどすべてが)導入されており、かつ規定ぶりも相対的に見ればシンプルなものとなっている。品目別原産地規則は、付加価値基準かCTCかの、いずれかを選択できる制度を基本としている(Co-equalと呼ばれる)。原産地証明書の発給は、第

三者証明により商工会議所が行っている。

(iv) 日フィリピンEPA

基本的に日マレーシアEPAと同様である。品目別原産地規則に若干の違いがある。

②. 世界のFTA原産地規則

世界には既に、大別して下記の3つのFTA原産地規則の類型(米国が採用する米州型、ECが採用する欧州型、アジア地域諸国の採用するアジア型)が存在している。

(i) 米州型

関税分類変更基準(CTC)をベースに、重要な品目については付加価値基準を導入している。付加価値の算出方法については、「原価方式」、「原産材料積み上げ方式」により、より精密な原産資格の計算を要求している。証明方法は自己証明型を採用している。(NAFTA原産地規則の詳細については、コラム参照)

(ii) 欧州型

EEA(European Economic Area、EU加盟国とアイスランド、リヒテンシュタイン、ノルウェーを結ぶ地域経済協定)協定の加工工程基準、付加価値基準がベースとなっている。証明方法は認証輸出者型を採用している。

(iii) アジア型

AFTA(ASEAN Free Trade Area、アセアン加盟10カ国間の自由貿易協定)の付加価値基準がベースとなっている。証明制度は、政府証明(第三者機関証明)を採用している国が多いが、認証輸出者制度、自己証明制度をFTAにより使い分けている国も存在。

コラム◆ NAFTAの原産地規則

1992年に署名、94年に発効したNAFTAの原産地規則は、原産地認定基準等に極めて精緻なルールが導入されている一方で、産業界の証明作業コストを軽減するための措置も手厚く盛り込まれ

ているのが特徴。その後に締結したFTA(特に米州圏)における原産地規則のモデルともなっている。

・概要

NAFTAにおける原産地規則においては、米加自由貿易協定（米加FTA：USA-Canada Free Trade Agreement）と同様、関税番号変更基準（CTC）が原則として採用され、一部の品目（自動車、家電等）については、付加価値基準が、CTCと選択的、又は単独で採用されている。また付加価値基準の計算式について、製品の取引価額をベースとして計算する「取引価格方式」と、材料費、人件費などを細かく産出して計算する「総経費方式」の二通りが設定されている。その他、アクセサリ、輸送容器、包装材の取扱い、第三国での積み替え時の対応、間接材料の取扱い、等の救済が定められている（これらの規定により、産品に付随するアクセサリ、輸送容器、包装材の計算・判定が簡素化され、また一定の要件のもと、通関上等の理由による第三国への立ち寄りを認められる等、企業の申請に係るコストが軽減され、利便性が向上）。また、原産地証明制度については、産業界の原産地証明コスト極小化の観点から、企業の自己責任原則の下に、自己証明制度が導入されている。

・品目別規則について

1. 繊維

繊維製品がNAFTA原産と認定されるためには、一部の産品を除き、糸を生産する過程からNAFTA域内で実施される必要があるとされている（図表1-1）。ただし、これとは別途、年毎の一定の金額枠を設けて、より緩やかなルールの適用を認めている（言わば原産地規則を活用した“関税割当”的アプローチ）。

＜図表1-1＞ NAFTAにおける繊維製品の原産地規則

糸の生産	布の生産	アパレル製品の NAFTA原産資格
域内	域内	○
域外	域内	×
	域外	×

2. 自動車

自動車については、関税番号の項（4桁レベル）の変更に加えて、一定の域内付加価値率の達成を原産地付与の条件としている。達成すべき域内付加価値率については、発効当初は50%、その後段階的に上がっていき、最終的に62.5%の域内付加価値率が求められている（総経費方式）。

＜AD、相殺関税＞

(1) ルールの背景

近年、FTAの締結にあたり、WTO協定上認められているアンチ・ダンピング（AD）措置をはじめとする貿易救済措置の域内相互不適用や、AD協定に付加する形での規律強化を盛り込む例が見られる。1990年代以降こうした規定がFTAに盛り込まれるようになった背景には、貿易救済措置の濫用によってFTA締結国間における市場アクセス向上の成果が阻害され

ることを避けることや、FTA締結国間共通の競争政策をもって、不適用となったAD措置を代替することにより、地域・二国間の自由貿易を更に促進させるといった狙いがある。

(2) WTO協定との関係

FTA/EPA協定におけるAD措置の不適用は、関税の全廃など物の貿易に関する市場の同一化、自由貿易の確立が前提であり、WTOの目

的には整合的である。他方、AD 措置の不適用までは至らないが、AD の手続面及び実体面における規律の強化(WTO プラスの規律)については、WTO の AD ルール交渉において、規律強化を目指してなされている提案との重なりも見られ、AD 協定の規律強化を二国間で先取りしていると評価することも可能である。その一方で、FTA 締結国との関係でのみ、AD 調査や措置の発動に際して、WTO プラスのルールで特別に扱うことは、その内容によっては、GATT の最恵国待遇原則に抵触する可能性があるとの指摘もある。

(3) 法的規律の概要

1990 年代以降、その内容は多様化し、変遷しているが、FTA における AD 措置の規定は大きく以下の3つの類型に分けられる(相殺関税措置の規定についても、これに準ずる)。

① WTO・AD 協定上の権利及び義務を確認するもの

FTA の中で、明示的に WTO・AD 協定上の権利・義務を確認する規定があるもののほか、FTA の総則の中で、GATT 上の権利行使を妨げないと規定する結果として、実体上、域内でも WTO 上の AD 規律の適用をそのまま認めているものがある。日シンガポール EPA 等、多くの FTA がこの類型にあてはまる。

② WTO・AD 協定よりも規律を強化するもの

シンガポールが結ぶ FTA などでは、WTO・AD 協定より厳しい規律を導入している。例えば、シンガポール—NZ の FTA では、① AD 税を賦課することができないとする僅少マージン(デミニマス)を輸出価格の2%から5%へ引き上げ(第9条1(a))、②無視できるダンピング輸入量を3%でなく5%とし、輸入量が5%を

下回る場合には、調査は直ちに終了する(同(b))、③これらは新規調査事案のみならずレビューにも適用する(同(c))、④上記②の、無視できるダンピング輸入数量を決定する調査対象期間を、通常少なくとも12ヶ月とする(同(d))、⑤ AD 税賦課の期間を原則として5年から3年に短縮する(同(e))、などの点において規律強化が図られた。

また、こうした実体的な規律強化とは別に、手続的な規律強化を定める FTA の例もある。例えば、提訴状を受理した当局が「速やかに」相手国に通報すること、措置を適用する前に相手国政府との事前協議の機会を持つこと、AD 課税よりも価格約束の受入れを優先するよう配慮すること等の規定が挙げられる。

③ 協定締結国間での AD 措置の不適用を規定するもの

1990 年に豪—NZ 経済協力協定(ANZCERTA)では、二国間の貿易関係における AD 措置の適用を終了させる一方で、国内競争法を改正整備して AD 措置を廃止することとし、AD 措置を相互不適用とした。カナダ—チリ FTA(第 M—01、03 条)においても、2003 年以降域内貿易に対する AD 措置の利用を撤廃する一方、ダンピング措置に対応するための一定の競争政策規定を導入した。

もっとも、上記のうち、AD 措置不適用を定める FTA は例外的である。大部分の FTA は、締結国間での WTO 協定上の権利、義務を確認しており、市場アクセスの拡大に伴うダンピングの発生・拡大や違法な補助金の供与に伴う国内産業への損害に対応する「措置」として、AD 措置の発動を認めており、同様に相殺関税措置の発動も認めている。

我が国がこれまで締結した FTA (EPA) においても、AD に関する特則や相互不適用につい

て検討された経緯がある。日シンガポール EPA の研究会報告書（2000年9月）においては、競争政策の分野で協力メカニズムを創設するという条件の下、AD 措置を相互不適用とすることが選択肢として提示された。一方で、デミニマスや無視できる輸入量の引き上げや、関税賦課期間の短縮といった、現行 AD 協定の更なる規律強化という可能性も模索された。しかしながら、当時のシンガポールが包括的な競争法を持たなかったこと、AD 措置の不適用は国内産業に対する保護の必要性の観点から懸念が残ること、EPA での AD ルールの規律強化の水準が低いと WTO のドーハ・ラウンド交渉に悪影響を与えるとの懸念も示された。結果的には、日シンガポール EPA においては、AD に関する WTO・AD 協定上の権利及び義務を確認する（第14条5(b)）とされた。その他、我が国がこれまで締結した EPA においても、WTO 協

定に整合的な AD 措置をとる権利を確認している。

他方、協定には盛り込まれないものの、日シンガポール EPA 署名（2002年1月）の際には関係レベルでの共同宣言を発し、AD 措置が濫用されることに対する懸念を表明し、AD 措置の発動は抑制的に行うこと、また、WTO における AD 措置への規律の強化に向けて協力することを確認した（パラグラフ 2）。また、日メキシコ EPA 署名（2004年9月）の際の共同宣言でも、WTO 交渉において AD 措置への規律強化に向けて協力することが重要であることを確認している（パラグラフ 12）。なお、日メキシコ EPA（第11条(b)）及び日マレーシア EPA（第16条(b)(ii)）においては、削減・撤廃の対象である関税（customs duty）に AD 税は含まないと明示的に規定している。

＜図表 1-2＞ FTA の AD・相殺関税に関する規定概要

	AD 税に関する規定 (域内不適用・規律強化)	相殺関税に関する規定
日本シンガポール	WTO における AD 措置の規律強化に向けた協力（共同声明）。WTO 協定上の権利及び義務を確認（前文）、域内適用可能（第14条5(b)）。	
日本メキシコ	WTO における AD 措置の規律強化に向けた協力（共同声明）、WTO 協定上の権利及び義務を確認（第167条）、域内適用可能（第11条(b)）。	
日本マレーシア	WTO 協定上の権利及び義務を確認（第11条1）、域内適用可能（第16条(b)(ii)）。	
日本フィリピン	WTO 協定上の権利及び義務を確認（第11条1）、域内適用可能（第18条4(b)）。	
NAFTA	AD 及び相殺関税の最終決定について二国間パネルを設けることができる（第19章）。	
米国シンガポール	WTO 協定上の権利及び義務を確認する規定（第1.1条）あり。域内適用可能。	
米国チリ	WTO 協定上の権利及び義務を維持（第8.8条）。域内適用可能。	
米国ヨルダン	WTO 協定上の権利及び義務を確認する規定（第1条）あり。域内適用可能。	
米国イスラエル	1987年1月1日以前に発効した FTA の締結国（85年のイスラエル FTA のみ）からの輸出は累積の対象としない（Uruguay Round Agreements Act, 第222条(e)）。	
カナダ・チリ	両当事国の関税撤廃日または2003年1月1日のいずれか早い日から域内不適用（第 M-01、03 条）。	AD 規律の不適用を規定するものの相殺関税の不適用は規定せず域内適用可能。また、相殺関税の撤廃を協議する規定（第 M-05 条）あり。

EU メキシコ	WTO 協定上の権利及び義務を確認する規定（第 14 条）あり。 域内適用可能。	
シンガポール EFTA	域内不適用（第 16 条）。	GATT 第 VI 条及び WTO 補助金協定により規律。域内適用可能（第 15 条）。
シンガポール豪州	WTO・AD 協定の規定遵守を再確認し、調査期間及び課税規則の規律等を強化（第 8 条）。域内適用可能。	WTO 補助金協定の規定遵守を再確認し、輸出補助金の禁止を合意（第 7 条）。域内適用可能。
シンガポール NZ	域内適用可能。発動要件（僅少マージン、累積）、調査期間及び適用期間の規律強化（第 9 条）。	WTO 補助金協定の規定遵守を再確認し、輸出補助金の禁止を合意（第 7 条）。域内適用可能。
シンガポール・インド	域内適用可能。調査開始の通報、情報交換及び情報の利用並びに WTO・AD 委員会の勧告の考慮等の条件を規定（第 2.7 条）。	WTO 補助金協定の遵守を再確認（第 2.8 条）。域内適用可能。
シンガポール・ヨルダン	域内適用可能。発動要件（僅少マージン、累積）、調査期間及び適用期間、見直しの計算方法等の規律強化（第 2.8 条）	GATT 第 VI 条及び WTO 補助金協定により規律。域内適用可能（第 2.6 条）。
シンガポール韓国	WTO・AD 協定の権利及び義務を維持し、AD 税の賦課原則の規律を強化（第 6.2 条）。域内適用可能。	GATT 第 VI 条及び WTO 補助金協定により規律（第 6.3 条）。域内適用可能。
タイ豪州	WTO・AD 協定の規定遵守を再確認し、価格約束に対する好意的配慮を規定（第 206 条）。域内適用可能。	WTO 補助金協定の遵守を再確認（第 207 条）。域内適用可能。
タイ NZ	WTO・AD 協定の権利及び義務を維持し、第 15 条（開発途上国加盟国に対する考慮）の留意を規定する（第 5.1 条）。域内適用可能。	WTO 補助金協定上の権利及び義務を維持する（第 5.2 条）。域内適用可能。
豪 NZ（ANZCERTA）	1990 年 7 月 1 日より、AD 規律を廃止し競争法を導入。域内不適用（1988 年 8 月 18 日付け協定議定書）。	GATT 第 VI 条等補助金協定の義務を維持する（第 16 条）。域内適用可能。
P 4（シンガポール、ブルネイ、NZ、チリ）	WTO・AD 協定、補助金協定上の権利及び義務を維持する（第 6.2 条）。域内適用可能。	
韓国チリ	WTO・AD 協定、補助金協定上の権利及び義務を維持（第 7.1 条）。域内適用可能。	

<セーフガード>

(1) ルールの背景

① EPA の二国間セーフガード措置

多くの FTA/EPA では、当該 FTA/EPA によって関税が引下げられる譲許等の義務を負った相手国産品を対象とする二国間セーフガード措置を規定している。これは、FTA/EPA に基づく関税の撤廃又は引下げの結果として輸入が増加することにより、国内産業に重大な損害が

生じ又はそのおそれが発生した場合に、緊急措置として、FTA/EPA における関税撤廃・削減の約束を一時的に撤回し、GATT 上の最恵国関税に戻すことを認めるもので、その内容及び手続を規定するものである。二国間セーフガード措置は、FTA/EPA の自由化交渉において、センシティブ品目を含むより多くの品目について関税の削減撤廃を約束するための一種のセーフ

ティバルブ（安全弁）として機能しており、FTA/EPA 交渉上重要な項目のひとつである。

② 二国間セーフガード措置の分類

二国間セーフガード措置は、その内容により、以下の四つに分類することができる。すなわち、(1)主に WTO のセーフガード協定に準拠した内容のもの（米豪、米シンガポール、日シンガポール、日メキシコ、韓シンガポール、チリアセアン等）、(2)主に GATT 第 19 条に準拠した内容のもの（AFTA、豪 NZ 等）、(3)一般的な二国間セーフガード制度を有しないもの（韓チリ等。ただし、韓チリには農業についてのセーフガードは存在）、(4)一定の条件のもとセーフガード措置の発動を認める欧州型（地域の経済悪化をもたらすような産業への損害がある場合や、経済的、社会的、環境的な問題などが生じた場合にセーフガードの発動を認めるもの。）

（EFTA、EU メキシコ等）。日本の EPA における二国間セーフガード措置はすべて、第一の類型のものである。以下、第一の類型に分類される措置を中心に、二国間セーフガード措置の特色と具体例を概観する。

(2) 法的規律の概要

① 二国間セーフガード措置の特色

(a) 関税引き上げ率の制限

WTO のセーフガード協定が関税措置の他に数量制限を認めているのに対し（第 5 条第 1 項）、一般的に、FTA/EPA による二国間セーフガード措置は関税上の措置のみとされていることが多い。また関税の引き上げ幅についても、セーフガード協定では特段の定めがないのに対して、二国間セーフガード措置では FTA/EPA に基づく関税削減の停止、又は関税率を実行 MFN 税率（二国間セーフガード措置をとる時点における実行 MFN 税率又は協定発効の前

日における実行 MFN 税率のいずれか低い方の税率）まで引き上げることのみとされることが多い。あくまでも二国間セーフガード措置は、二国間 FTA/EPA の貿易自由化に対するセーフティバルブであり、FTA/EPA によって自由化された（関税が引き下げられた）範囲内でのみ認められるべきとの考えに基づくからであろう。

(b) 発動要件及び措置の制限

FTA/EPA が関税及び非関税措置の撤廃により自由貿易地域の設立を目指していることを踏まえ、FTA/EPA に基づく二国間セーフガード措置の規律は WTO のセーフガード協定よりも規律が強化された内容となっていることが多い。例えば、セーフガード措置の発動要件を輸入の絶対的増加に限定する規定や、二国間セーフガード措置の適用を一定の経過期間に制限するもの、また、発動期間の上限をセーフガード協定上認められた期間より短く設定するもの、さらには暫定措置の発動を認めないものなどが存在する。また、我が国の締結した協定ではないものの、セーフガード措置の適用を禁止する僅少（*de minimis*）基準を導入している FTA（例：シンガポール—インド FTA）もある。

(i) 発動要件及び措置が制限されている事例

例えば、日シンガポール EPA では、発動要件が輸入の絶対的増加に限られているうえ、暫定措置の発動も認められていない。また、適用期間も経過期間中（協定発効後 10 年）と限定され、既発動産品に対するセーフガード措置の再発動を禁止するなど、二国間セーフガード措置の発動には厳格な要件が課されている。また僅少要件を規定している例としては、調査対象産品の輸入が、国内販売による市場シェアの 2% 以下または総輸入（調査申請前の 12 ヶ月間）の 3% 以下の場合には二国間セーフガード措置を執っ

てはならないとするシンガポール—インド FTA 等が存在する。

(ii) 二国間セーフガード措置が撤廃された事例

二国間セーフガード措置の適用を経過期間に制限し、実際にも経過期間終了後、二国間セーフガード措置が撤廃されている FTA も存在する。例えば、オーストラリア—ニュージーランド経済協力協定 (ANZCERTA: Australia-New Zealand Closer Economic Relations Trade Agreement) では、移行期間として関税、数量制限、関税割当、輸出インセンティブ、及び貿易機会の発展を妨げる物価安定措置や補助が存続する期間と定められていた。その後、1990年7月の物の貿易の完全自由化とともに移行期間も終了し、二国間セーフガード措置は廃止された。

なお、EPA 等について、発動要件(輸入の絶対的増加か相対的増加か)、適用期間(暫定的か恒久的か)、発動期間、再発動禁止期間、補償、リバランスの要件等の観点から整理したものが図表1—3である。

② WTO 協定と EPA 二国間セーフガード措置の関係について

上述のとおり、我が国が締結した EPA において認められる二国間セーフガード措置は、FTA/EPA に基づく関税削減の停止、又は関税率を実行 MFN 税率まで引き上げることのみを目的としており、原則として、WTO 協定との整合性の問題は発生しないと考えられる (GATT 第 24 条第 8 項の実質上廃止しなければならない制限的通商規則該当性は議論の余地がある)。

<図表 1—3> これまでの EPA におけるセーフガード制度と WTO 協定におけるセーフガード制度との比較

	日フィリピン協定 (二国間 SG) 署名: 2006. 9. 9 発効: 未	日マレーシア協定 (二国間 SG) 署名: 2005. 12. 13 発効: 2006. 7. 13	日メキシコ協定 (二国間 SG) 署名: 2004. 9. 17 発効: 2005. 4. 1	日シンガポール協定 (二国間 SG) 署名: 2002. 1. 13 発効: 2002. 11. 30	NAFTA (二国間 SG) 署名: 1992年12月 発効: 1994. 1. 1	SG 協定 (一般 SG)
対象国	協定締約国のみ	協定締約国のみ	協定締約国のみ	協定締約国のみ	協定締約国のみ	全ての WTO 加盟国
発動要件	当該協定で定める関税の引下げ又は撤廃の結果による輸入の絶対的増加又は相対的増加が国内産業に重大な損害又はそのおそれを引き起こす重要な原因となっているとき (22 条 1)	同左 (23 条 1)	当該協定で定める関税の引下げ又は撤廃の結果による輸入の絶対的増加が国内産業に重大な損害又はそのおそれを引き起こす重要な原因となっているとき (53 条 1)	同左 (18 条 1)	同左 (801 条 1)	①事情の予見されなかった発展の結果、及び②当該協定に基づいて負う義務(関税譲許を含む)の効果による (GATT 19 条)、輸入の①相対的又は②絶対的増加により国内産業に重大な損害又はそのおそれ (2 条 1)
適用期間	協定発効から 10 年経過後に必要に応じ見直し (22 条 12)	同左 (23 条 11)	同左 (53 条 13)	経過期間中(協定発効後 10 年)に限定 (18 条 1)	経過期間中(原則協定発効後 10 年、品目によっては最長 15 年)に限定(相手国の合意により経過期間後も可) (801 条 1、2 (c)(ii))	恒久的な制度

発動内容	関税の段階的引き下げの停止(22条1(a)) 発動時におけるMFN税率又は協定発効直前におけるMFN税率のどちらか低い方までの関税引き上げ(22条1(b)) 7年目の末日までは、措置発動時におけるMFN税率まで引き上げる事ができる(22条10)	関税の段階的引き下げの停止(23条1(a)) 発動時におけるMFN税率又は協定発効直前におけるMFN税率のどちらか低い方までの関税引き上げ(23条1(b))	同左(53条2(a))(53条2(b))	同左(18条1(a))(18条1(b))	同左(801条1(a))(801条1(b))	関税の引上げ又は輸入数量制限措置を行うことが可能(5条1)
調査の際の通報	調査の開始の際に相手国に通報する(22条5(a))	同左(23条4(a))	同左(53条7、8)	調査の開始、損害の認定の際に相手国に通報する(18条3(a))		調査の開始、損害の認定の際にSG委員会に通報する(12条1)
実施前の通報・協議	SG措置の実施・延長の前に相手国に通報し協議する(22条5(a)(d))	同左(23条4(a)(c))	同左(53条8、9)	同左(18条3(a)(c))	SG手続開始に関する協議要請の通告を行う(801条2(a))	SG措置の実施の前にSG委員会に通報するとともに、利害関係国と協議する(12条1、3)
暫定措置	あり(200日以内)(22条4)	同左(23条9)	同左(54条)	なし	なし	あり(200日以内)(6条)
発動期間(上限)	原則3年以内であるが、例外的に最長4年まで可能(22条5(e))	原則4年以内であるが、例外的に最長5年まで可能(23条4(d))	原則3年以内であるが、例外的に最長4年まで可能(53条5)	原則1年以内であるが、例外的に最長3年まで可能(18条3(d))	原則3年以内(801条2(c))	当初4年以内、延長4年の計8年以内(7条1~3)
措置の漸進的緩和	1年を超える場合は、漸進的に緩和(22条5(e))	同左(23条4(d))	3年を超える場合は、漸進的に撤廃する計画を提示(53条5)	1年を超える場合は、漸進的に撤廃する計画を提示(18条3(d))	なし	1年を超える措置は、漸進的に緩和 3年を超える措置は中間時点より前に再検討(7条4)
再発動禁止期間	既発動産品への再発動は、従前の発動期間と同一の期間禁止(但し、最低1年は再発動不可)(22条5(f))	同左(23条4(e))	同左(53条6)	既発動産品への再発動禁止(18条3(e))	同左(801条2(d))	既発動産品への再発動は、従前の発動期間と同一の期間禁止(但し、最低2年は再発動不可)(7条5)
補償	実質的に等価値の関税措置(22条6(a))	同左(23条5(a))	同左(53条10)	同左(18条4)	実質的に等価値の貿易自由化措置(801条4)	実質的に等価値の譲許その他の義務を維持するよう努力(8条1)
対抗措置(モラトリアム)	輸入の増加が ①相対的な場合、発動後ただちに ②絶対的な場合、発動後12箇月以降に 実質的に等価値の関税措置が可能(22条6(b)(c))	輸入の増加が ①相対的な場合、発動後ただちに ②絶対的な場合、発動後18箇月以降に 実質的に等価値の関税措置が可能(23条5(b)(c))	実質的に等価値の関税措置が可能(53条11)	同左(18条4)	実質的に等価値の関税措置(801条4)	輸入の増加が ①相対的な場合、発動後ただちに(8条2) ②絶対的な場合、発動後3年以降に 実質的に等価値の対抗措置が可能(8条3)

＜基準・認証制度＞

(1) ルールの背景

WTOには、基準認証制度が国際貿易に不必要な障害をもたらすことのないよう、国際的なハーモナイゼーションの推進や透明性の確保等を規定した、貿易の技術的障害に関する協定がある。(詳しくは第Ⅱ部第10章参照。)

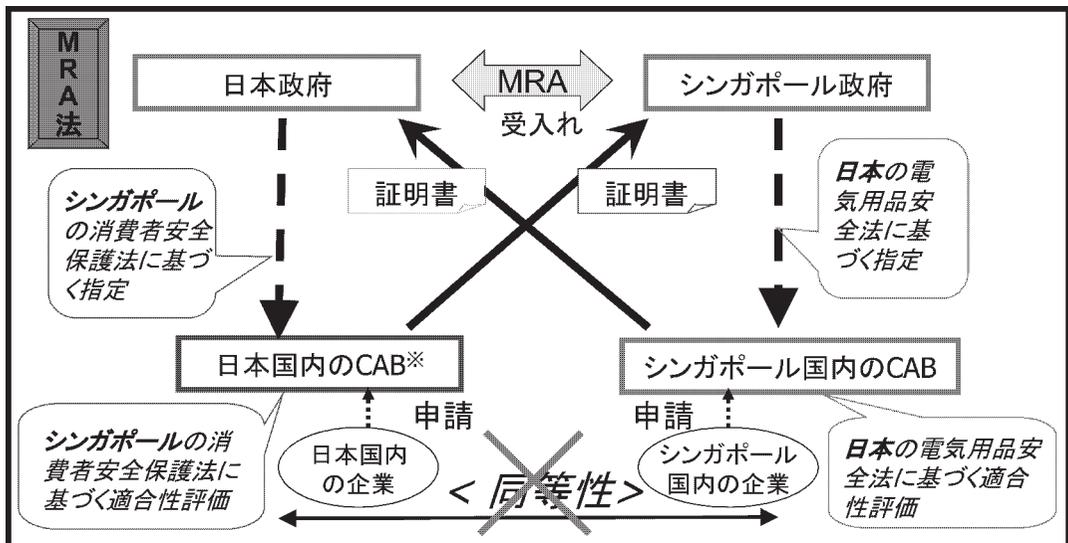
(2) 法的規律の概要

基準認証分野は、制度上の専門性、地域の特殊性等の要素が非常に強いため、WTO/TBT(貿易の技術的障害)委員会、APEC/SCSC(基準・適合性小委員会)等の多国間における専門家間の協議を通じて制度的な問題点の共有化を図り、各国と共同歩調を取りながら議論を進めることにより、制度面での透明性及び技術基準等の国際整合性の確保等を図っていくことが適切かつ有効な手段である。また、基準認証制度

が国際貿易に対する不必要な障害をもたらすことのないようにすることを確保するとのWTO/TBT協定の目的に沿って、我が国のこれまでのEPAでは、基準認証分野について次のように規定している。(なお、本章は物品貿易に係る措置・相互承認を扱っているが、「人の移動」に関連する措置である資格の相互認証については、第3章「人の移動」を参照。)

① 日シンガポール EPA

第6章に相互承認章を設けている。輸出国側の政府が指定した機関が、輸入国側の基準及び手続に基づいて適合性の評価を行った場合、その評価結果を輸入国内で実施した適合性の評価と同等の保証が得られるものとして相互に受け入れるものである。例えば、日本政府が日本国内の機関をシンガポールの国内規制との適合性



※ CABとは、適合性評価機関(Conformity Assessment Body)の略であり、認証や試験を行う機関。

・MRAとは、相互承認協定(Mutual Recognition Agreement)の略で、MRAに基づく我が国の義務を履行するとともに、日本国内でのMRAの適確な実施を確保するため、MRA法(特定機器に係る適合性評価の欧州共同体及びシンガポール共和国との相互承認の実施に関する法律)を制定している。

・相手国の規制制度が改正される度に、MRA法の改正を行う必要がある。

を評価する機関として指定し、当該機関での適合性評価結果をシンガポールが受け入れる制度である。適用範囲は、電気製品、通信端末機器及び無線機器である。

② 日メキシコ EPA、日マレーシア EPA

日メキシコ EPA では第3章第3部に、日マレーシア EPA では第5章に、強制規格、任意規格及び適合性評価手続章を設けている。WTO/TBT 協定に基づく権利義務を再確認し、強制規格、任意規格及び適合性評価手続に関して、情報交換、共同研究等の協力を行い、小委員会の設置及び両締約国政府による照会所を指定することを規定している。また、本規定は紛争処理の適用除外としている。

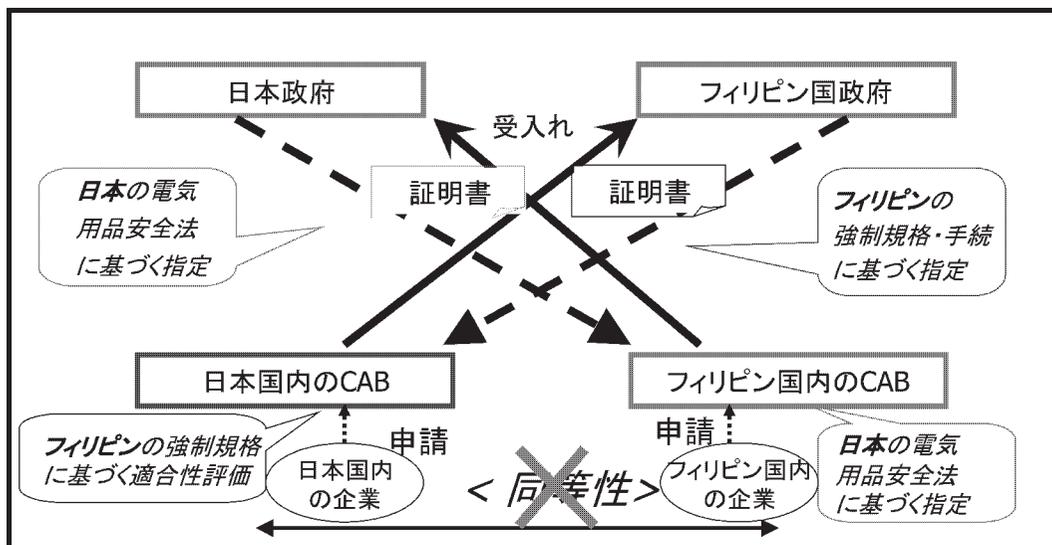
③ 日フィリピン EPA

第6章に相互承認章を設けている。輸出国内の適合性評価機関の指定(登録)・監督を輸入国政府が直接行うことを双方で認め合うことを規定している。例えば、フィリピン国内に日本の

規制への適合性を評価する機関を日本政府が指定し、当該機関での適合性評価結果を日本が受け入れる制度である。適用範囲は、電気製品である。

日シンガポール EPA との違いは、日シンガポール EPA では、シンガポール国内の適合性評価機関を日本の電気用品安全法に基づいて「シンガポール政府」が指定し、当該機関が発行した証明書を日本政府が受け入れる制度となっているのに対し、日フィリピン EPA では、フィリピン国内の適合性評価機関を日本の電気用品安全法に基づいて「日本政府が」指定し、当該機関が発行した証明書を日本政府が受け入れる制度となっている点である。

なお、安全基準等の各種技術基準のレベルにおいて、我が国との技術的格差が大きい場合には、基準認証分野を経済連携協定で協議することには大きな困難が伴うことに留意する必要がある。これは、国民の生命と財産を守る責務が日本政府に課されている中で、日本側の安全基準そのものについて相手国のレベルに応じて引



- ・ 日本の電気用品安全法では、日本国域外のCABを指定することができる法体系となっている。
- ・ 規制当局では相手国の国内法を理解する必要がない。
- ・ 域外指定型であれば規制法の枠内で対応可能なため、担保法(MRA法)は必要ない。
- ・ 域外指定は各国の法制度によって、必ずしも二国間の協定を必要としない場合もある。

第Ⅲ部 経済連携協定・投資協定

き下げたり、要件を緩和したりすることが不可能であることから明らかである。また、相手国内において日本の規制への適合性を評価する機関の能力が著しく不足する国との協議も同様である。さらには、適合性評価の受け入れには国レベルで合意する相互承認制度以外にも民間が行う制度が別途存在することから、当該制度の適用を受ける品目に応じた柔軟な対応が必要である。